

**網走市宿泊税導入に関する  
答申(案)に向けた方向性について**

— 網走市 令和6年10月4日(金) —

---

---

# 答申(骨子)

## 構成

- 1 はじめに
- 2 観光振興のための宿泊税の必要性について
  - (1) 網走市の観光についての現状と課題
  - (2) 網走市の財政状況
  - (3) **新たな財源の必要性について**
- 3 **観光振興のための財源の確保策について**
- 4 **観光振興のための宿泊税の在り方について**
  - (1) **宿泊税の用途**
  - (2) **制度の概要**
- 5 おわりに

※答申案の段階で記載

※答申案の段階で記載

## 2 観光振興のための宿泊税の必要性について

### (3) 新たな財源の必要性について

- ・観光関連産業は裾野が広く、経済波及効果が高いことから、地域経済の活性化を図るためにも観光振興を図ることは重要である。
- ・コロナ禍を経た環境変化、観光客数の季節的な減少等への課題対応や持続的な観光振興を進めるためには、既存財源の不足が予測される。



- ・新たな観光財源を確保し、その財源を活用した事業を実施することで来訪者が増加
- ・経済の好循環を生み出すことで市内消費の拡大や関連産業など、将来にわたって、本市経済の活性化が図られる。

### 3 観光振興のための財源の確保策について

- ・自主財源については、財源の規模、安定性・継続性、受益と負担の観点から検討する必要がある。
- ・新たな財源による取り組みは、滞在の満足度や利便性向上などの効果を享受する方に負担いただく。
- ・課税の対象は、捕捉が容易であることが望ましい。



- ・宿泊客は本市の行政サービスを受ける程度が相当程度大きいことから考えると、宿泊行為に課税することが妥当と考えられる。

# 4 観光振興のための宿泊税の在り方について

## (1) 宿泊税の使途

コロナ禍を経た環境変化、観光客数の季節的な減少等への課題対応や、持続的な観光振興を進めるための新たな視点による施策を積極的に進めるにあたり、宿泊税の使途については、新たな事業や既存の事業の拡充に活用する。

また、財源の透明性を図るため、宿泊税を活用した事業の内容と金額については毎年度に公表を行う。

# 4 観光振興のための宿泊税の在り方について

## (2) 制度の概要

項目	制度内容
税目名	宿泊税(法定外目的税)
課税客体 (課税対象)	旅館・ホテル、簡易宿所、民泊施設への宿泊行為 ※下宿は対象外
課税標準	泊数(宿泊日数×税率)
納税義務者	宿泊者(宿泊施設を通じて宿泊者が納税する)
税率	1人1泊につき200円
非課税事項	・修学旅行その他学校行事に参加、引率する者、その他市□が認める者

# 4 観光振興のための宿泊税の在り方について

## (2) 制度の概要

項目	制度内容
特別徴収 義務者交付金	導入当初5年間は、3.0%、それ以降は2.5% ※税を徴収する宿泊施設への手数料
徴税開始	令和8(2026)年4月 ※北海道の徴収開始時期に併せて実施する。
制度の見直し	導入後も上記制度の内容について、社会情勢の変化等を踏まえ、適宜検証・検討を行う。

# 《整理事項》

## (1) 制度内容

- ・制度内容についての整理。  
（例）合宿者を非課税とするべきか等。

## (2) 使途

- ・宿泊税の使い道を整理。
- ・低価格帯の宿泊事業者への支援策等の必要性。